

1. 『診断報告書』作成における留意点について

「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則」第 36 条第 1 項第 1 号並びに第 39 条第 1 項第 1 号において、償還猶予並びに最終償還期限の延長に際して、診断等の果たす役割が規定されております。

その内容は、診断等において、債務者の経営の改善及び貸付金の償還に関する計画の妥当性並びに貸付条件の変更の必要性が認められることが、機構として条件変更を承認する要件の一つという趣旨であり、このことを診断等で確認し、診断報告書に記載することが必要ですが、提出される診断報告書の中には、これら計画の妥当性や条件変更の必要性について全く言及されていないものが散見されます。

つきましては、今年度の条件変更申請のための診断等に当たりましては、この辺りの診断の観点を診断担当者又は委託先の診断機関等に確実にお伝えいただき、診断報告書の中に、これら妥当性や必要性について明記するようご指導をお願い致します。

また、都道府県のご担当者様におかれましては、この診断結果を踏まえて、組合（組合員）等の計画の妥当性と貸付条件の変更の必要性について、貸付条件変更調書の「8. 本件に関する都道府県の判断・意見」欄などにも記載をお願い致します。

2. 『都道府県の判断・意見』に関する留意点について

貸付条件変更調書の「8. 本件に関する都道府県の判断・意見」欄につきましては、債権管理事務処理の手引きの記載例にありますように、貸付準則の規定に沿って、事業の継続性や償還に対する誠意等につきましても、記載をお願い致します。

3. 『経営改善計画書』作成の留意点について

経営改善計画書は、毎年計画の達成・未達成の差異を分析することで経営改善に役立てることを主眼としております。

通常の経営改善計画書では、計画期間を 4～5 年と設定しているケースが多く、新たに経営改善計画を策定する必要のある貸付先は、十分ご注意ください。

以上